

沖縄労働局発表
平成27年2月27日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 大嶋 直樹 賃金室長 大城 勝夫 電話：098-868-3421
----	---

沖縄県縫製業最低工賃の改正答申について

沖縄地方労働審議会（会長：大城 肇、沖縄県縫製業最低工賃専門部会長：宮國 英男）では、県内縫製業最低工賃の改正に係る審議を行い、平成27年2月27日に沖縄労働局長（谷 直樹）あて答申を行いました。

沖縄労働局においては、この答申について異議申出等に関する諸手続を行った上で、同改正最低工賃を決定することとしています。

沖縄労働局では、「第11次最低工賃新設・改正計画」（平成25年度から27年度）期間中の平成26年3月11日の平成25年度第2回沖縄地方労働審議会において、沖縄県縫製業最低工賃の改正にかかる諮問を行い、今般、上記のとおり同審議会から答申がなされたものです。

今般の改正は、県内縫製業の製造品目の状況から、かりゆしウェア、学生服（白シャツ）等の新設や婦人服関連の品目統合などが行われています。

記

1. 名称 沖縄県縫製業最低工賃
2. 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者
3. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
4. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
別紙1の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

【参考1】

沖縄県縫製業最低工賃の決定・改正状況

事 項	新設	第1回改正	第2回改正	第3回改正	第4回改正
公示年月日	昭和55年3月24日	昭和59年9月4日	昭和62年5月2日	平成2年3月20日	平成27年2月27日
発効年月日	昭和55年4月23日	昭和59年10月4日	昭和62年6月1日	平成2年4月19日	平成27年4月30日（予定）
委託者数	19件	15件	17件	12件	18件
家内労働者数	244人	106人	166人	159人	153人

【参考2】

最低工賃制度の概要

（1）最低工賃制度の概要

最低工賃とは、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見に基づき、委託者が家内労働者に支払うべき工賃の最低額を定めるもので、最低工賃が決定されると、委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

最低工賃は、地域別、業務別に定められており、全国46都道府県で117件（平成25年9月1日現在）が設定されています。業務別では、衣類縫製品関係（69件；織物、タオル、足袋製造等含む）の外、電気機械器具製造業、通信機器部品製造業、電子部品製造業、紙加工品製造業、革靴製造業、洋食器製造業、ファスナー製造業、給水栓製造業、車両電気配線装置製造業、玩具花火製造業、釣針製造業、毛筆画筆製造業、衛生用紙製造業、内燃機関電装品製造業等、各都道府県の地域性産業について多岐に亘って設定されています。

（2）最低工賃の決定、改正、廃止の手続き

① 最低工賃の決定

厚生労働大臣または都道府県労働局長が一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会に対して調査審議を求め、その意見を尊重して一定の地域内において一定の業務に従事している家内労働者及びこれらの家内労働者に委託する委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者や委託者の全部または一部を代表する者も厚生労働大臣または都道府県労働局長に対して、最低工賃の決定をするように申し出ることができます。

② 関係家内労働者及び委託者からの異議の申出

最低工賃の決定等について、審議会の意見の提出があった時は、その意見が公示された日の翌日から15日の間、関係家内労働者及び関係委託者は異議の申出を行うことができます。

【参考3】

関係法令

家内労働法（昭和45年5月16日法律第60号 直近改正 平成13年4月25日法律35号）

第1条第1項（目的）

この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

第8条第1項（最低工賃）

上記【参考2】の（2）の①

第9条第2項（審議会の意見に関する異議の申出）

上記【参考2】の（2）の②

第10条（最低工賃の改正等）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

第14条（最低工賃の効力）

委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

第21条（専門部会等）

審議会は、最低工賃の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

第34条（罰則）

第14条の規定に違反した者は、1万円以下の罰金に処する。

第36条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【参考4】

第11次最低工賃新設・改正計画（平成25年度から27年度）

1 改正について

（1）計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、3年を周期とする最低工賃新設・改正計画に従い、見直しを行うこと。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。

（2）改正諮問の見送り

最低工賃新設・改正計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った上で、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこと。

2 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- ① 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- ② 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- ③ 他地域との関連性が強い業種

3 廃止について

適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合も含めて対応を検討することとし、

また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

以上

沖 縄 県 縫 製 業 最 低 工 賃

1. 適用する家内労働者

沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目			業 務	工 程	金 額		
男子服	作業用ズボン		縫 製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	480 円 0 銭	
				裾上げ	1本につき	100 円 0 銭	
			ま と め	ボタン付け	1個につき	10 円 0 銭	
				糸くず取り	1本につき	21 円 0 銭	
婦人服・子供服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	ブラウス・シャツ	縫 製	丸縫い	1枚につき	1,250 円 0 銭	
			縫 製	丸縫い	1枚につき	500 円 0 銭	
		上記共通	ま と め	肩パット付け	1組につき	25 円 0 銭	
		婦人用スカート(裏地無し)	縫 製	丸縫い	1枚につき	500 円 0 銭	
		婦人用スラックス(裏地無し)			1本につき	450 円 0 銭	
	上記共通		ま と め	ボタン付け	1個につき	10 円 0 銭	
				かぎホック付け	1組につき	10 円 0 銭	
				スナップ付け	1組につき	10 円 0 銭	
				糸ループ付け	1ヵ所につき	7 円 0 銭	
				糸くず取り	1枚・本につき	16 円 0 銭	
	婦人用ムーニー	子供用ムーニー	縫 製	丸縫い	1枚につき	310 円 0 銭	
					1枚につき	210 円 0 銭	
					1枚につき	376 円 0 銭	
		ジュニアシャツブラウス		上記共通	ま と め	糸くず取り	1枚につき
学 校 服	男子服	上衣(白シャツ)	縫 製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	320 円 0 銭	
				丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	480 円 0 銭	
				芯地張り(半袖)	1枚につき	120 円 0 銭	
				芯地張り(長袖)	1枚につき	140 円 0 銭	
		ま と め	ボタン付け	1個につき	10 円 0 銭		
			穴かがり	1個につき	10 円 0 銭		
	上衣	ま と め	糸くず取り、まつり及びボタン付け		1枚につき	135 円 0 銭	
			ズボン	糸くず取り		1本につき	21 円 0 銭
	セーラー服	夏物	縫 製	丸縫い	1枚につき	340 円 0 銭	
				芯地張り	1枚につき	120 円 0 銭	
				丸縫い	1枚につき	430 円 0 銭	
				芯地張り	1枚につき	140 円 0 銭	
		冬物	ま と め	ボタン付け(スナップ付け)		1個につき	10 円 0 銭
				糸くず取り		1枚につき	20 円 0 銭

品 目			業 務	工 程	金 額	
学 校 服	ブレザー		まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	64 円 0 銭
				ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	10 円 0 銭
	ひだ スカート	プリーツ加工されていないもの	まとめ	丸縫い	1枚につき	500 円 0 銭
		プリーツ加工されているもの		糸くず取り、スナップ付 け、アイロンがけ及び ひだのしつけ	1枚につき	80 円 0 銭
				糸くず取り及び スナップ付け	1枚につき	30 円 0 銭
	半ズボン		まとめ	糸くず取り	1本につき	14 円 0 銭
ジャンパースカート		糸くず取り及び そで胸口まつり		1枚につき	51 円 0 銭	
シ ャ ツ	シ ャ ロ ツ ハ	大人用	縫 製	丸縫い及び パッチポケット付け	1枚につき	350 円 0 銭
		子供用			1枚につき	200 円 0 銭
	か り ゆ し ウ エ ア	男性用開襟タイプ	縫 製	丸縫い(ボタン付け・ 穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	350 円 0 銭
		女性用開襟タイプ			1枚につき	290 円 0 銭
		男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・ スタンドカラータイプ)			1枚につき	400 円 0 銭
		子供用開襟タイプ			1枚につき	200 円 0 銭
	上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚につき	20 円 0 銭
寝 具 製 品	病 衣	S～3Lサイズのもの	縫 製	丸縫い	1枚につき	350 円 0 銭
		4L～5Lサイズのもの			1枚につき	450 円 0 銭
	上記共通		まとめ	タグ付け	1枚につき	20 円 0 銭
				糸くず取り	1枚につき	15 円 0 銭
	ピロケース		縫 製	側縫い	1枚につき	82 円 0 銭
	羽根枕 中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	45 円 0 銭
		裏地の付いていないもの			1枚につき	35 円 0 銭
	敷布団(Sサイズのもの)		縫 製	側縫い	1枚につき	26 円 0 銭
	掛布団(Sサイズのもの)				1枚につき	93 円 0 銭
	パット				1枚につき	26 円 0 銭
ニ ッ ト 製 品 等	パンティ		まとめ	ゴム通し	1枚につき	3 円 0 銭
	ブリーフ		縫 製	天ゴムネーム付け	1枚につき	3 円 40 銭
			まとめ	袋入れ及び箱詰め	1枚につき	3 円 30 銭
	Tシャツ			糸切り	1枚につき	2 円 10 銭
				ネーム折り	1枚につき	0 円 43 銭
ショーツ		縫 製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき	18 円 0 銭	

効力発生の日 平成27年4月30日